

「知床ロングトレイル・プロジェクト」に係る課題整理

(1) 法律的な課題

○自然公園法

- ・当該地域の全域が国立公園第2種特別地域又は第3種特別地域に該当します。
- ・特別地域において木竹の伐採を伴う場合、環境省の許可が必要となりますが、場所によってはトレイルの建設のための伐採が許可できない場合があります。
- ・道路以外の地域への車馬（自転車を含む）の乗り入れは規制されており、自転車の乗り入れを行うことはできません。
- ・その他、標識等の設置についても環境省の許可が必要です。
- ・国立公園計画上の「公園事業道路」であれば、登山道の設置に伴う支障木の伐採及び自転車の乗り入れが留意事項の下に可能となり得ますが、公園事業の執行にあたっては、新規に公園計画に位置付けられる必要があり、その後、公園事業の決定・執行認可の手続きが必要となります。
- ・公園事業の執行者は、施設を適正に管理、運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有している必要があります。

○森林法（保健保安林）

- ・当該地域の国有林は全域が保健保安林に指定されています。
保健保安林での枝払いや草刈は可能ですが、立木の伐採及び土地の形質の変更行為については作業許可が必要です。

(2) 制度的な課題

○知床森林生態系保護地域

- ・全域が知床森林生態系保護地域の保全利用地区になっています。知床森林生態系保護地域管理計画において、管理及び利用に関する事項が規定され、保全利用地区は一定の管理の制限がされており、また、利用については、「自然的条件等に応じて森林の教育的利用、森林レクリエーションの場として利用することとし、このために必要な道路、建物等の施設は、原則として保全利用地区の設定の趣旨に反しない範囲で設置することができるもの」とされていますが、当該地区の知床横断道路周辺地域の利用にあたっては、保存地区の森林に外部からの環境変化の影響が及ばないように、緩衝の役割を果たすことを第一とするとも規定しており、保全利用地区の中でも一定の制限がされている地域です。

○自然観察教育林

- ・知床 100 平方メートル運動地との隣接国有林は、「自然観察・教育林の機能の学習の場

として、国民の自然科学的興味の助長、森林の役割について認識を高めること」を目的として自然観察教育林として管理されている場所です。

○国有林の借地・国有林における利用料の徴収

- ・当該地域を貸付・使用とする場合については、その用途・面積、借受人などが関係法令等に適合しているか、また、借受側による安全確保・維持管理等が継続して行えるかなどにより判断することとなります。
- ・有料を前提とする場合の利用料徴収については、徴収主体について制度的な面での検討が必要です。
- ・使用するための利用料などを徴収する場合には、国の機関は徴収メンバーに入ることにはできません。

(3) 提案者以外のもつ権利権限に係る課題

○しれとこ 100 平方メートル運動地

- ・しれとこ 100 平方メートル運動地（以下、運動地）は、全国からの寄附金をもとに開拓前の原生林の復元を目指している場所であるため、基本的に目的外の利用を認めていません。
- ・運動地については、「知床 100 平方メートル運動地保全管理条例」で町が責任を持って保全管理することが定められており、他の者による維持管理を想定していません。
- ・また、作業道として活用している旧開拓道路等を含む運動地の維持管理経費については、運動賛同者からの寄附金を充てることとなっているため、他の財源（別途協力金など）による管理を想定していません。
- ・町では、「100 平方メートル運動地・公開の原則」として、運動地の立入りにあたっては「運動の歴史と趣旨を理解していること」「運動地の生態系保護や森林再生の方針に反しないこと」「安全に十分な配慮をすること」を定めています。